

「地方団体に対して交付すべき令和六年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」の制定

自治財政局財政課
令和6年4月

〔ポイント〕

- ① 令和6年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法や交付時期などの特例について、地方交付税法の規定に基づき、総務省令で定めるもの
- ② 毎年度、政府予算の成立後、省令を制定
- ③ 令和5年度分の省令から、年度更新等の技術的修正を行うもの

【概要】

1. 決定・交付時期（第1条）

令和6年度分の震災復興特別交付税について、令和6年9月及び令和7年3月に決定・交付

2. 算定項目（第2条（9月算定）・第4条（3月算定））

- （1）直轄・補助事業の地方負担額
- （2）地方単独事業（中長期派遣職員受入れ、職員採用等）
- （3）地方税等の減収額

3. 精算及び返還（第3条（9月算定）・第5条（3月算定））

過年度に、見込額等に基づき算定した額と、実際に要した額との差額の精算（加算・減算）や返還方法を規定

4. 施行期日

公布の日（4月下旬）

参考条文

【地方交付税法(昭和25年法律第211号)】

(特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。)等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

3・4 略

附 則

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)

第十三条 令和五年度及び令和六年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 略

(参考) 震災復興特別交付税の概要

- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、実施状況に合わせて決定・交付（9月と3月に交付）。

〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、単独災害復旧事業費、風評被害対策等）、地方税等の減収額への補填

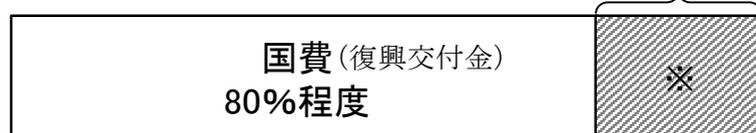
【平成23年度～令和5年度交付累計額】 5兆6,569億円 【令和6年度地財計画計上額】 904億円

<東日本大震災の措置の例>

- 国直轄・補助事業(復旧事業) 震災復興特別交付税

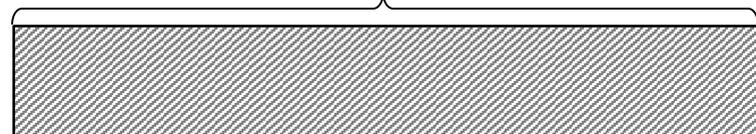


- 国直轄・補助事業(復興事業) 震災復興特別交付税



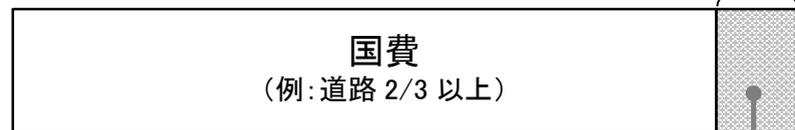
※ 平成28年度以降、復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業は、従来と同様、地方負担の100%を措置。ただし、全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業(例:道路整備事業)は、地方負担の95%を措置。

- 地方単独事業 震災復興特別交付税



(参考)<通常災害の措置の例>

- 国直轄・補助事業(復旧事業) 地方債



元利償還金の95%を後年度、普通交付税措置

- 国直轄・補助事業(復興事業) 地方債



- 地方単独事業(復旧事業) 地方債

